

# 環境衛生課からの お知らせ

吉備庁舎 環境衛生課  
清水行政局 建設環境室

〓ごみ分別すれば資源〓



## 粗大ごみの特別収集

不用になった家庭用電化製品や自転車などの粗大ごみ収集を次の日程で実施します。集める場所については回覧をご覧ください（金屋地域の回覧は6月に行います）。

指定された日時や場所を守り、区役員の指示に従って出してください。

### ●吉備地域

御霊地区／6月3日（月）

田殿地区／6月5日（水）

藤並地区／6月7日（金）

### ●金屋地域

石垣・生石地区／6月17日（月）

五西月地区／6月19日（水）

鳥屋城・岩倉地区／6月21日（金）

※時間はいずれの地区も朝7時～9時。

※清水地域は10月ごろ実施予定。

## 〇出してもよいもの

マッサージ機・ベビーカー・楽器類・スポーツ用品・健康器具・自転車・椅子・テーブル・ベッド・ガスコンロ・石油ファンヒーター・電気こたつ・音響機器・照明器具・幼児用大型玩具・家電リサイクル4品目以外の家電製品など

※一般家庭から排出されるもので、出してはいけないものに該当するものを除く。

## ✕出してはいけないもの

●大きすぎるもの／一辺2mを超えるもの・縦横高さの合計が3mを超えるもの

●営業用・事業用の物品／農林業関連資材、ホース・タンク・噴霧器・パレットなど

●自動車・自動二輪車およびその部品／タイヤ・ホイール・バッテリー・スポイラーなど

●家電リサイクル法指定4品目／テ

## 毎月のごみの量のお知らせ 家庭から出る燃えるごみの収集量 平成31年2月は約250トン 環境センターへの分担金相当額は約700万円

有田川町の家庭から出る燃えるごみや燃えないごみは環境センターで処理されており、その運営費の一部を分担金として支払っています。分担金はごみ搬入量と人口に基づいて計算され、10キログラム当たり約280円かかることとなります。

生ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、ごみ減量によって環境にも町財政にも優しい暮らしを目指しましょう。

## 不正大麻

### ●ケシ撲滅運動

大麻や一部のケシは「大麻取締法」や「あへん法」という法律で栽培、所持などが禁止されています。しかし、大麻・ケシに関わる事犯は依然として発生しており、特にケシについては、「植えてもよいケシ・植えてはよくないケシ」の認識不足から、觀賞用として栽培する人や、不正に自生したケシを放置する人が後を絶ちません。さらに、大麻についても、近年、青少年を中心として乱用が増加しており、和歌山県内の農家が違法に栽培していたという事案も発生しています。

大麻やケシは耕作地や空き地にも自生していることがあるので、十分お気を付けてください。もしそれが大麻や植えてはいけないケシだと知らなくても、栽培（自生も含む）や所持などをしていいる事実があれば罪に問われることがあります。

もし見つけた場合は、湯浅保健所衛生環境課（☎64・1293）にご連絡ください。